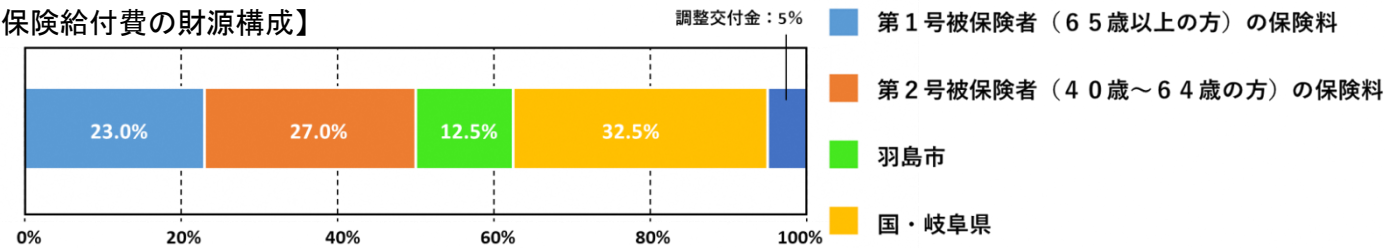
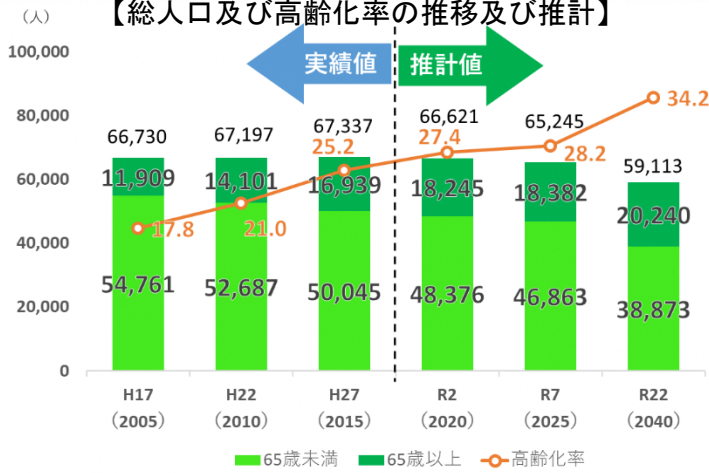


# 介護保険料の算出

【保険給付費の財源構成】

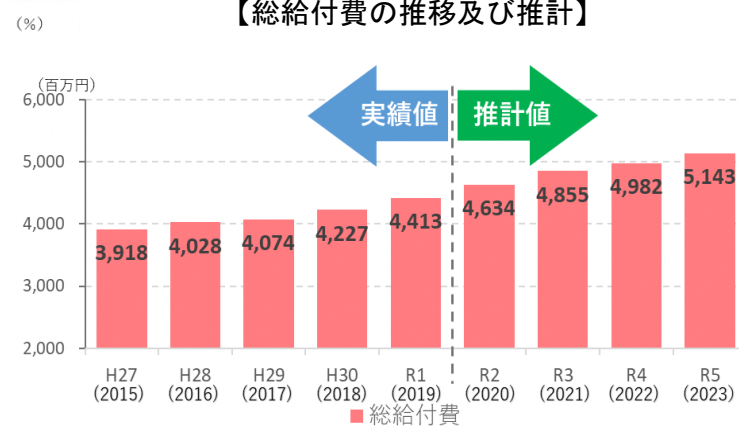


【総人口及び高齢化率の推移及び推計】



※合計人口は年齢不詳者の人口を含めているため、内訳と一致しない年があります。

【総給付費の推移及び推計】



## 第1号被保険者保険料基準額（月額）6,000円

所得段階	基準額に対する割合	月額	年額	対象者
第1段階	0.30	1,800円	21,600円	生活保護、市民税非課税で老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方
第2段階	0.50	3,000円	36,000円	市民税世帯非課税で前年の課税年金収入額+公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方
第3段階	0.70	4,200円	50,400円	市民税世帯非課税で第1、第2段階対象者以外の方
第4段階	0.90	5,400円	64,800円	市民税本人非課税で前年の課税年金収入額+公的年金等雑所得を控除した後の合計所得金額が80万円以下の方
第5段階	1.00	6,000円	72,000円	市民税本人非課税で第4段階対象者以外の方
第6段階	1.20	7,200円	86,400円	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	7,800円	93,600円	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	1.50	9,000円	108,000円	市民税本人課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方
第9段階	1.75	10,500円	126,000円	市民税本人課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方

第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担により軽減されています。

発行者 羽島市

編集 健幸福祉部高齢福祉課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 TEL 058-392-1111

# 羽島市高齢者計画

## （第8期 羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

### 概要版

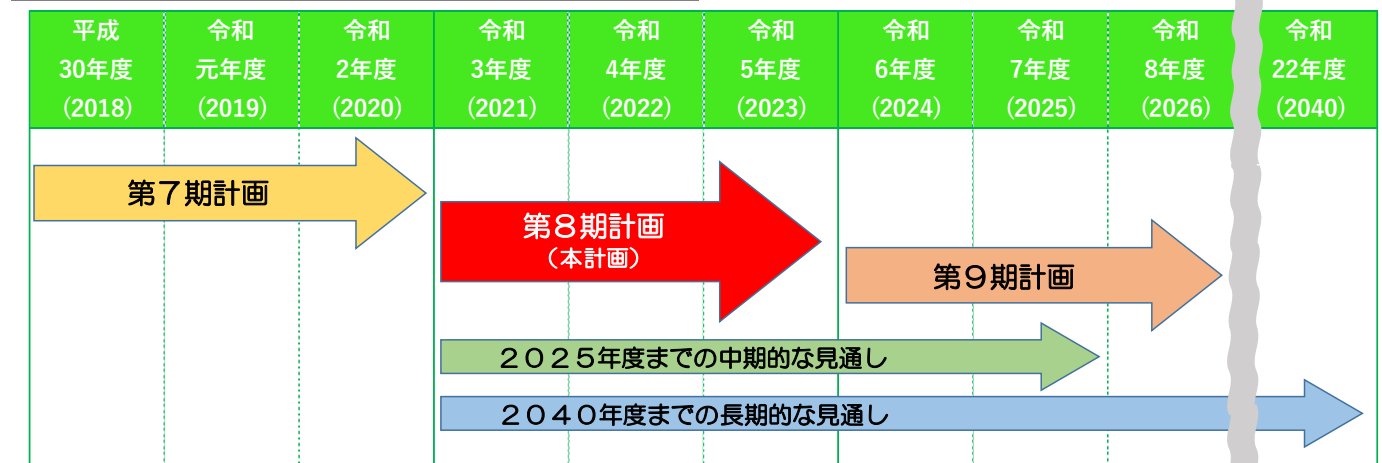
#### 1 計画策定の趣旨

羽島市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

第8期計画では、国や県の動向を踏まえつつ前計画の施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年(2025年)、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

本計画は、羽島市の高齢者福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本目標・基本方針を定め、併せてその実現のための施策を策定するものです。

#### 2 計画の期間



#### 3 第8期計画のポイント

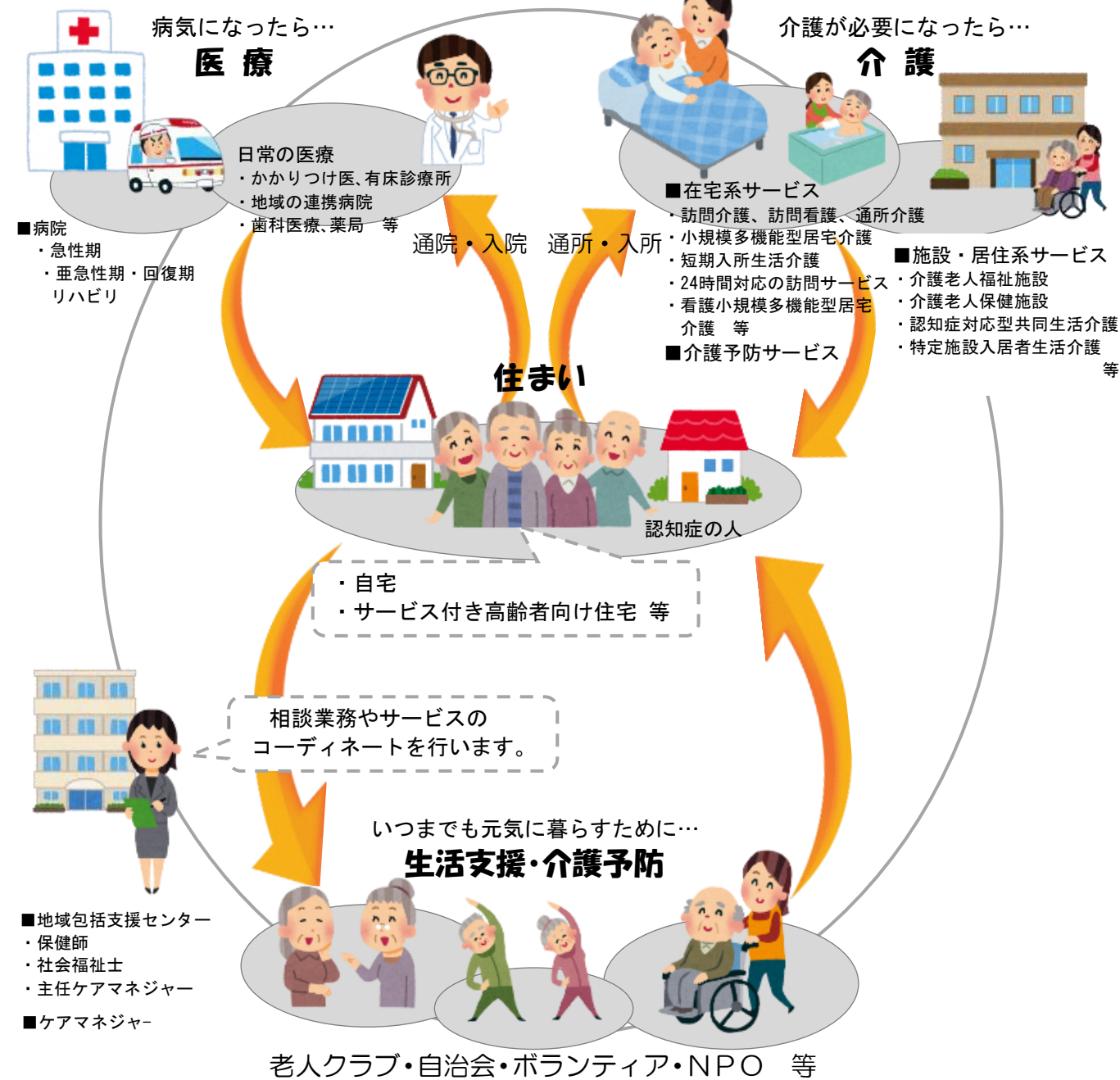
- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施設の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

# 元気 わくわく みんなの笑顔あふれるまち はしま

## ～「地域包括ケアシステム」とは～

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

また、さらに高齢化が進み、医療・介護などの社会保障費の給付が増大していく一方で現役世代が減少していくと考えられる2040年に備え、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。



### 基本方針1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療、歯科医療、薬局との連携を強化し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

また、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みや、かかりつけ医との連携や相談窓口の充実に努め、認知症高齢者とその家族への支援を充実します。

- 在宅医療と介護の連携
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の実施
- 地域包括支援センターの機能強化とともに支え合う地域づくり

### 基本方針2 生きがいづくりと介護予防・重度化予防の推進

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防・重度化予防の取り組みを推進します。

- 高齢者の生きがいづくり支援
- 高齢者の介護予防・重度化予防の推進

### 基本方針3 介護保険サービスの充実・継続

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、災害や感染症の発生に備えることで、介護保険サービスの継続を図ります。

- 居宅サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 介護保険制度の適正利用と公正な運営
- 災害・感染症への備え

### 基本方針4 高齢者の地域生活支援

ひとり暮らしの高齢者が増加しており、地域での見守りや支え合いを強化していくことが必要です。在宅での生活を支援するために、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、高齢者の実態とニーズに合わせた適切なサービスの充実を図ります。

また、支え合いの仕組みを推進し、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手等の人材を発掘し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

- 高齢者の地域生活支援
- 介護者支援体制の強化
- 生活支援サービスの充実・強化

### 基本方針5 安心して暮らせるまちづくり

安全で快適な生活環境で、高齢者が社会の一員として住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実を図るとともに、高齢者個人の尊厳にふさわしい生活を営むことができる社会の形成を目指します。

- 高齢者の住まいの安定的な確保
- バリアフリー化の促進
- 防犯・防災体制の強化
- 相談体制・情報提供体制の充実
- 高齢者の権利擁護

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定